

平成 29 年 8 月 2 日

農林水産副大臣

磯崎 陽輔 殿

平成 29 年 7 月 秋田県豪雨による農林水
産業被害に関する緊急申し入れ

民進党 豪雨等災害対策本部本部長 野田 佳彦

ネクスト防災担当大臣 松原 仁

ネクスト農林水産大臣 村岡 敏英

民進党は、平成 29 年 7 月 5 日からの九州北部豪雨災害を受け「民進党・豪雨等災害対策本部」を立ち上げ豪雨被害対策を行ってきたところである。

その後も、各地で豪雨による被害が出ていたが、7 月 22 日から秋田県において大規模な豪雨災害が発生した。

この秋田豪雨災害について、民進党として、被災地を視察し、被害状況の把握と、当該地方公共団体や被災者の方々の緊急要望等の集約を行い、本日、同対策本部として、菅義偉官房長官に緊急申し入れを行ったところである。

今般の災害による、被災者の生活支援、インフラ等の復旧、各種産業の復興は早急に進めなければならない。但し、その中でも、特に、この地域の基幹産業である農業の被害が相当であると推定されることから、農業者に対しての特段の配慮を農林水産省にお願いするものである。

1、 激甚災害の早期指定

被災者等の方々は、生活拠点、生活手段など今後の展望等について強い不安を感じている。そのため「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づき、当該地方公共団体からきめ細かく聴取をし、激甚災害指定を行うよう、農林水産省としても強く要請すること。

2、 農業災害等の復旧支援

- (1) 河川・用排水路の氾濫等により被災した農地や農林水産業関係施設等に係る災害復旧事業への早急な支援を行うこと。
- (2) 被災林道の早期復旧、崩壊林地の早期復旧、災害再発防止のための治山事業に対する支援を行うこと。
- (3) 被害を受けた農業者の経営の早急な安定のため、農業災害補償法に基づく農協共済について迅速な対応が行われるようにすること。
- (4) 被害を受けた農業者の経営を早急に安定させるため、日本政策金融公庫の災害復旧に係る農林漁業セーフティネット資金の無利子化や既貸付制度資金の償還猶予等、償還条件の緩和を図ること。
- (5) 被害を受けた農業者の経営維持を図るため、被災農業者向け経営体育成支援事業の実施について支援すること。

